

岩手県告示第824号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等の制限の一部を解除する。

平成21年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 捕獲等の制限の一部を解除する狩猟鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 捕獲等の制限の一部を解除する区域及び内容

区 域	内 容
大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域	捕獲等ができるニホンジカの数を一 日 一 人 当 たり 3 頭 まで と す る。た だ し、ニホンジカの雄にあっては、一 日 一 人 当 たり 1 頭 まで と す る。
県内一円の区域。ただし、大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域を除く。	捕獲等ができるニホンジカの数を一 日 一 人 当 たり 5 頭 まで と す る。

- 3 捕獲等の制限の一部を解除する期間 平成21年11月15日から平成24年11月14日まで